

裁定委員会制度について (制度を利用しようとする方へ)

公益社団法人日本ボート協会(以下「本会」といいます)は、ボート競技の経験を有する弁護士及びボート競技についての深い見識を持つ有識者らの計3名の委員で構成し、本会の理事会その他の機関からは独立した「裁定委員会」において、本会の決定等に対するボート競技関係者の不服申立を受理し、受理した事案について、ボート競技経験者及び法律専門家としての知識や経験、技能等を駆使し、公正・公平・透明性を確保しつつ迅速に裁定判断を示すなどして、適正かつ早期の紛争解決を図るべきものとしております。

この裁定制度とは、ボート競技の選手選考に関する専門性などを考え、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構による仲裁手続の前段階の手続として設けられるものであり、裁定結果に不服のあるボート競技関係者のスポーツ仲裁機構による仲裁申立を妨げるものではありません。

以下、裁定委員会に対する不服申立の手続の概要について説明します。

1. (不服申立をすることができる事案)

(1) オリンピック大会及びこれに準ずる国際競漕大会に参加する日本代表選手の選考について本会の機関が行った決定・内定・内示(以下「決定等」といいます)。

但し、決定等のうち、競技中になされた審判の判定及びドーピングに関するものは除きます。

(2) その他、本会が所管するボート競技もしくはその運営に関する紛争で、相手方となる本会等が、裁定手続によって解決を図ることに同意した事案。

この場合、裁定委員会は、裁定申立書を受け取ったときは直ちに相手方に同意の有無を確認し、その結果を申立人にお知らせします。

相手方が同意しないときは裁定手続は開始されません。この場合、申立予納金をお返しします。

2. (不服申立をすることができる人)

決定等により国際大会出場機会の喪失などの直接的な不利益を被る選手(補漕とされた者を含みます)。

なお、単一の競技団体に選考対象クルーを構成したときは、その所属競技団体が選手を代表して申立をすることもできます。

3. (不服申立をすることができる期間)

決定等の告知を受けた後、または選手が決定等をなした本会の機関との間で協議をした場合はその協議が不調に終わった後、2週間以内(初日不算入)に限ります。

4. (不服申立の方法)

(1) 所定の書式(本会のホームページに掲載しており、また、本会総務委員会内の裁定委員会事務局にも備え置いてあります。以下、その他の書式についても同様です。)による裁定申立書を、同事務局宛に持参または郵送して申し立てます。

(2) 裁定申立書提出の際には、申立書副本3通と申立予納金3万円(複数の裁定を求める場合には、予納金が加算されることがあります。)を添えてください。

(3) なお、裁定申立書に、不服の対象である決定等とこれを不服とするという趣旨だけの記載をし、不服とする理由についての記載を欠いている場合は、申立書の提出後5日間以内に、不服とする理由の詳細を書面によって明確にしなければなりません。

5. (補佐人について)

申立人の所属するボート競技団体の監督及びこれに準じる立場にある人は、補佐人として、事前に所定の書式(補佐人・代理人選任届)の書面によって届け出たうえで、審問期日に同席して意見を述べるなどして申立人の補佐をすることができます。

6. (代理人について)

- (1) 申立人がこの手続を弁護士に委任したいときは、事前に所定の書式(補佐人・代理人選任届)の書面によって届け出てください。
- (2) 弁護士でない人を代理人としたいときは、事前に所定の書式(代理人選定許可申請書)を提出して許可を求めてください。

7. (参考人について)

審問期日に出頭して申立人の主張を裏付ける供述をしてくれる人がいるときは、裁定申立書の「参考人の申請」の欄に記載してください。

8. (補助参加について)

- (1) 裁定委員会は、決定等によって代表選手として選考された者、その他裁定の結果について利害関係を有する第三者であって、裁定手続に参加させるべきものと認めた者に対して告知を行う場合があり、この告知を受けた者は、裁定手続に補助参加人として参加し、自ら主張・立証し、さらには和解協議に参加することができます。
- (2) この補助参加人の補佐人および代理人については、申立人についての上記の規則を準用します。

9. (審問手続について)

- (1) 裁定申立書が受理されたときは、直ちに裁定委員会のメンバーを確定し、この確定後1週間以内の日を目途とする審問期日と審問の会場を指定し、お知らせします。この知らせを受け取ったときは、折り返し、所定の書式による期日請書を事務局宛にファックスで送信して下さい。
- (2) 審問期日は原則として1回限りとし、当日の午前10時から午後4時までの間に、各当事者の主張を聴取し、関係証拠(人証・書証)の調べを終えることを目指します。
- (3) 審問期日の手続は非公開で行い、申立人、相手方である本会の機関を構成す

る者、補助参加人、補佐人、代理人、及び参考人以外の者は同席ないし傍聴することはできません。

10. (和解について)

裁定委員会は、申立人、相手方、補助参加人らの間の和解によって紛争を解決することを勧める場合があります。

和解が成立したときは裁定の手續は終了します。

11. (裁定判断について)

(1) 和解が成立する見込がなくなったときは、裁定委員会は、審理を打ち切り、原則として1週間以内の裁定判断宣告期日を各当事者に告知します。

(2) 宣告期日には裁定判断の結論及び要旨の告知をすれば足り、その後2週間以内に裁定書を作成して各当事者及び本会理事会に交付します。

(3) 裁定判断が、不服申立を認めて決定等を取消すものである場合、この判断は本会(理事会)を拘束し、本会は、これに従うものとします。

(4) 裁定判断が、不服申立を認めず棄却をした場合、この判断を不服とする申立人は、スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立をすることができます。

12. (スポーツ仲裁の申立)

前記のとおり、決定等について不服があり、スポーツ仲裁機構に仲裁の申立をするためには、まず、本会の裁定委員会による裁定手續を経なければならないということです。

※手續などについてなお不明なところがあるときは下記宛に問合せてください。

記

〒150-0041 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育館内
公益社団法人日本ボート協会 裁定委員会事務局
電話 03-3481-2326
FAX 03-3481-2327